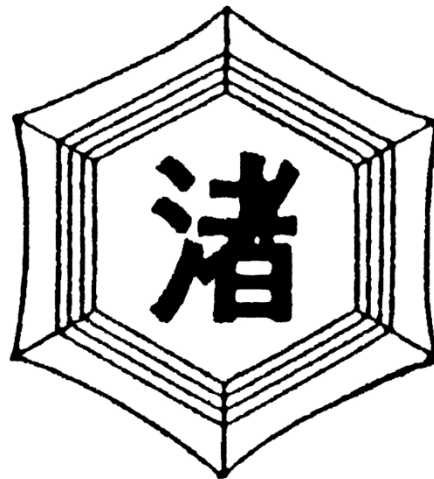


令和8年度
枚方市立渚西中学校



いじめ防止基本方針

1. 学校いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめが、すべての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずにいじめがおこなわれなくなるように取り組む必要がある。そのために、すべての生徒がいじめをおこなわず、他の生徒に対しておこなわれるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが心身におよぼす影響、その他のいじめに関する問題について生徒の理解を深める必要がある。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条より）

(3) いじめの基本認識

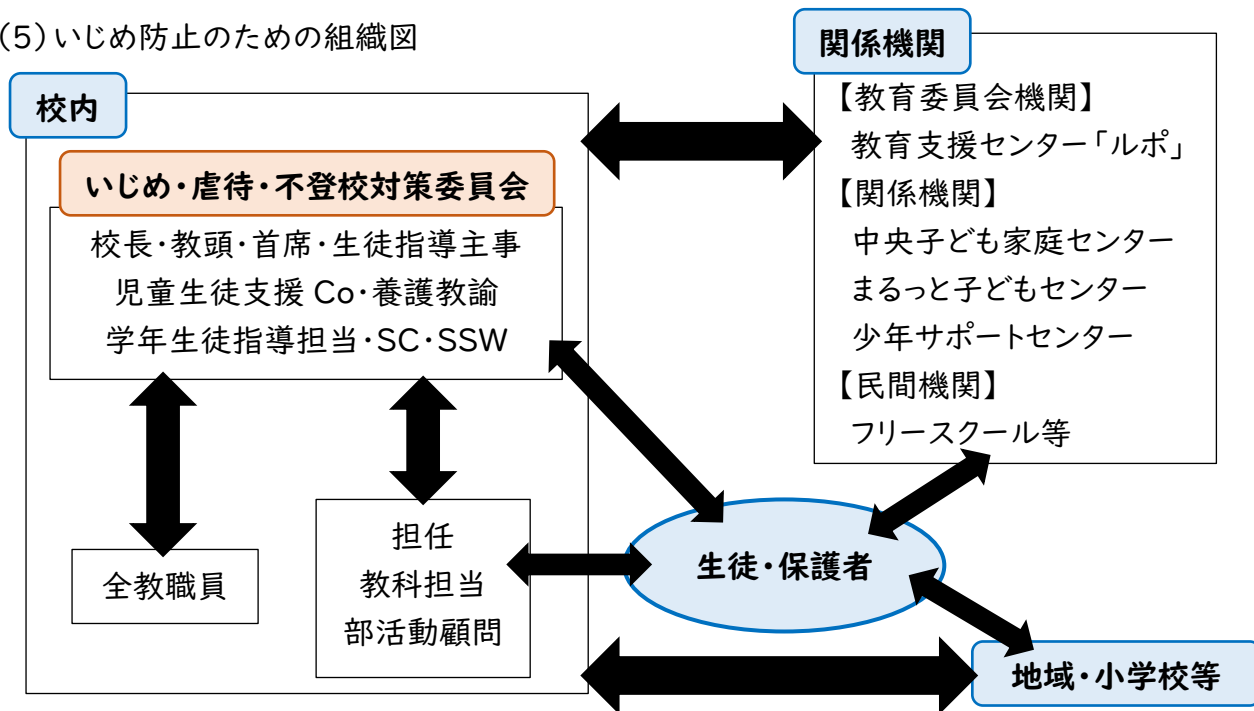
いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめの疑いが認知された場合、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。また、教職員は1人で抱え込まず、「チーム学校」として組織的に取り組むことが大切である。いじめには様々な特質があるが、次のことは、教職員が持つべきいじめの問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(4) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(5) いじめ防止のための組織図



●いじめ・虐待・不登校対策委員会の活動

- ① いじめの早期発見に関すること(学校生活アンケート, 教育相談等)
 - ② いじめ防止に関すること
 - ③ いじめ事案に対する対応に関すること
 - ④ いじめが心身におよぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- ※①:具体的には、「(6)年間指導計画」を参照
※②:週1回を定例会とし、いじめ事案発見時は緊急開催とする

●緊急対応会議

- いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。
→ 学年主任・関係教員・その他関係諸機関担当者

(6) 年間指導計画

- 4月 登校指導(春の交通安全指導)・学級,学年の関係づくり・年間計画の作成
個人懇談(希望制)
- 5月 学校生活アンケート
- 6月 教育相談・情報リテラシー学習
- 7月 1学期の振り返り・1学期末懇談
- 8月 職員研修
- 9月 登校指導(秋の交通安全指導)・行事を通しての関係づくり
- 10月 学校生活アンケート
- 11月 教育相談
- 12月 2学期の振り返り・2学期末懇談
- 1月 登校指導
- 2月 学校生活アンケート・教育相談
- 3月 1年間の振り返り・総括,次年度の課題検討

2. いじめの未然防止と早期発見のための手立て

(1) 未然防止に向けて

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することから、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。また、保護者・地域住民・その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動で生徒が自主的に行うものに対する支援や保護者ならびに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

●具体的な取り組み

1. 授業の中で、他者から認められて自信をつけることで、生徒のストレス軽減を行い、認め合える関係性や学校風土をつくりだす。
2. 学級開きに際しての SGE や SST を利用し、他者理解を深める。
3. 福祉や心理の専門家等を活用して、教職員の生徒理解やカウンセリング能力の向上を図る。
4. 生徒会活動・部活動を通じて、縦割りの組織による関係性の構築や自己肯定感を育む。

(2) 早期発見のために

いじめの特性として、いじめを受けた生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れて訴えることができなかつたりするケースも多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめを受けた場合に、発見が遅れたり、潜在化しやすいことを認識する必要がある。

しかし、いじめは早期発見することが拡大を防ぎ、早期の解決につながる場合も多い。早期発見のためには、日ごろから教職員と生徒たちとの信頼関係を構築することに重点を置き、何気ない言動からの気づきをはじめ、隠れているいじめの構図を見抜く洞察力の向上、本人や周りの生徒から相談しやすい雰囲気をつくるための集団づくりをおこなっていく必要がある。

●具体的な取り組み

1. 教職員と生徒の信頼関係構築のため、朝の挨拶運動や休み時間・部活動等、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けていく。その中で、小さな変化に気づくとともに、生徒の自己肯定感を高める声かけ(ほめる)を意識する。
2. 学校生活アンケートを活用した、生徒の実態把握と早期の相談機会の設置。
3. 授業や学級活動を通して、誰もが発言のしやすい雰囲気づくりをおこなう。
4. 自分の思いをうまく伝えられるためのノートや日記、ICTを含めたコミュニケーションツールを考え、活用する。

3. いじめに対する考え方と発見,通報時の対応

(1) いじめに対する考え方

いじめを受けた生徒およびその保護者の心のケアを最優先に考えるとともに、報告を受けた教職員は一人で抱え込まず、「チーム学校」として組織的な対応をおこなう。また、インターネットを使用したいじめなど、進行する可能性がある事案に関しては、その進行を止めると同時に、再発防止のためには、いじめをおこなった生徒の原因・背景を把握して指導にあたるのが大切である。

いじめをおこなった生徒自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを想像したり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合もある。いじめをおこなった生徒が、自分の行為の重大さを認識し、相手に対して心から謝罪する気持ちに至るような、継続的な指導をおこなうことが必要で、そのことがいじめを受けた生徒の信頼回復のきっかけにつながるものである。また、いじめをおこなった生徒本人だけでなく、周りの生徒への啓発や理解を深める教育をおこなう。

いじめの発見・通報を受けた場合、遊びや悪ふざけなどと区別しづらい些細なものであったとしても、真摯に受け止め、事実確認を的確におこない、組織的に対応する。また、学校がおこなう教育上の指導により、十分な効果をあげることが困難な場合においては、関係機関や専門家等と連携を図り、適切に助言を求める。

(2) いじめを発見・通報時の対応

① いじめを受けた生徒・いじめを知らせた生徒への支援

●具体的方法

- ・いじめられていると相談にきた生徒や、いじめの情報を伝えにきた生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないように、場所・時間等を慎重に配慮をおこなう。また事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所でおこなう等、人権に配慮した指導をおこなう。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校・休み時間・放課後等においても、教職員の目が常に届く体制を整備する。
- ・場合によっては、いじめをおこなった生徒の別室指導などを行い、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けることができる環境を確保する。

② 事実確認と情報の共有

●具体的方法

- ・いじめの事実確認においては、一人で抱え込まず、必ず複数対応をおこなう。いじめの行為をおこなうに至った経過や心情などを、いじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者などの第三者からも詳しく情報を得ることで、正確に把握する。
- ・把握した状況をもとに、全教職員で情報共有をし、学校の指導によって十分に効果をあげることが困難な場合、必要に応じて、枚方警察等の外部機関にも相談・通報をおこない、適切な助言を求める。

③ いじめをおこなった生徒・集団への指導と支援

●具体的方法

- ・いじめをおこなった生徒に対し、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する。そのために教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家などの外部専門家の協力を得て指導をおこなう。その中で、いじめは絶対に許されない行為であることを粘り強く伝える。
- ・いじめをおこなった生徒の保護者と連携して協力を求めるとともに、継続的な助言をおこなう。
- ・いじめをおこなった生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめを見ていたり、はやし立てたりした生徒や集団に対しても、自分の問題としてとらえさせるために、学級単位や学年単位で話し合いの機会をもち、同調したり傍観して見過ごすこともいじめへの加担であることを理解させる。
- ・すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、日常的に学習面以外の行事、部活動等を通して、常に望ましい人間関係の構築を意識させるように働きかける。

④ インターネットによるいじめへの対応

●具体的方法

- ・インターネットは、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性やその他のインターネットを通じて送信される情報の特性を考えると、いじめ進行の速度が急速であることが考えられるため、できるかぎり即日対応をおこなう。また、画像や動画が現在進行でインターネット上に残っている場合は、生徒・保護者にその情報の削除を求める。
- ・場合によっては、発信者情報の開示を請求するために、必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。
- ・携帯電話やスマートフォンをはじめとした、インターネット・SNSの利用について、情報モラル教育をおこなう。また、保護者にも、その利用についての協力を求める。

⑤ 重大事態の発生について

◎枚方市教育委員会に、重大事態の発生を報告する（市教委から、地方公共団体の長等に報告）

ア)「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安に、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）

※「児童生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

【いじめ対応の基本的な流れ】

1. 被害生徒の話を聞く

- ① 生徒の不安な思いや、辛い思いをしっかりと受け止める。
- ② いじめは重大な問題であり、「生徒を絶対に守る」という毅然とした態度で対応にあたる。
→「いじめられる方にも原因がある」という概念は持たないこと

2. 報告・連絡・相談

- ① 少しでも異変を感じたら、まずは学年生徒指導担当に報告をする。
- ② (学級担任などが)一人で抱え込まず、学年や学校全体の問題として対応にあたる。

3. 指導方針の立案・決定

- ① いじめ・虐待・不登校対策委員会が中心となり、指導方針を決定する。
→聞き取りの段取り・被害生徒の保護・家庭連絡のタイミングなど
- ② 必要があれば、関係機関との連携も視野に入れる。

4. 事実関係の確認

- ① 初期対応として、事実確認と情報収集を迅速に行うこと。
→週末などの場合は、できるだけ翌週に持ち込まないように気をつける
- ② 聞き取りは必ず記録をとり、時系列にまとめて、誰が見てもわかるようにしておく。
→聞き取る内容は、「頻度・程度・関わっている生徒の人数・暴力行為の有無・金品が関係しているか」など
- ③ 緊急性を判断する。
→学習権を尊重することを基本とするが、加害生徒と被害生徒のどちらに対しても、授業から抜いて話を聞き取る必要があるかどうかを判断する
- ④ 被害生徒の心情をしっかりと受け止め、不安を取り除くように留意する。
→話をすると「さらにいじめがひどくなるのではないか」といった不安を取り除き、「あなたを絶対に守る」という姿勢を示すこと
- ⑤ 加害生徒に対して、先入観や決めつけて聞き取りを行わずに、まずは話を聞くこと。
→加害生徒が複数いる場合は、口裏あわせの時間を与えないように気をつけること
「ちょっと叩いただけ」「冗談で言った」などの過小表現に対しては、「叩いたんだね」「言ったんだね」と行為の事実を確認する。

5. 保護者への連絡

- ① 保護者の不安に寄り添い、子ども(被害生徒)を守る姿勢をしっかりと示すこと。
→学級担任だけでなく、学校全体の問題としてとらえていることを説明する
- ② 保護者に会う機会を設定し、直接説明すること。
→学級担任だけでなく、複数名で説明にあたる
- ③ 事実の経過を報告するだけでなく、保護者の思いをしっかりと受け止めること。
- ④ 今後の指導方針を説明する。その際、今後も随時連絡を取っていくことを伝えておく。

[レベルに応じた対応]

レベル①

□なんとなく、様子の気になる生徒がいる。

(事例) からかいがある・遅刻,欠席が続いている・無気力傾向にある・一人でいることが増えた・表情が暗いなど

□いじめの事実は確認できないが、何かがありそうな気配がする。

- ① 学年生徒指導担当に報告をする。
- ② 学年生徒指導担当は、定例のいじめ・虐待・不登校対策委員会で報告できるように、文書にまとめる。
- ③ 学年教職員での見守りをおこなうなど、学年内での対応を検討する。

レベル②

□「仲間はずれ・物を隠す・落書きをする・乱暴な言葉を受けている・グループに囲まれているのを発見した」など、軽重に関わらず、いじめと思われる事象が起こっていることを把握した。

- ① 生徒指導主事に、口頭および文書で報告をする。
→生徒指導主事が不在の場合は、管理職に報告をする
- ② 生徒指導主事は、管理職への報告とともに、学年生徒指導担当と今後の対応を検討する。
- ③ 定例のいじめ・虐待・不登校対策委員会で報告をする。

レベル③

□本人・保護者・周囲の生徒から、「いじめ」の申告があった。

□暴力・脅迫・恐喝など、大きな被害を受けた事実が判明した。

- ① 生徒指導主事に、口頭および文書で報告をする。
→生徒指導主事が不在の場合は、管理職に報告をする
- ② 生徒指導主事は、管理職への報告とともに、ただちにいじめ・虐待・不登校対策委員会をおこない、今後の対応を検討する。
- ③ 緊急で職員会議をおこない、教職員全員に報告をする。

【いじめ早期発見のためのチェックシート】

いじめが起こりやすい・いじめが起こっている集団に関する項目

- 机がきれいに並んでいないことが多い
- 掲示物が破れていたり、落書きがされていたりする
- 班隊形にすると、机と机の間にすき間ができる
- いつも周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちだけのグループで集まり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 教師がいないと掃除もできない
- グループ分けをすると、特定の生徒だけがいつも残る
- 特定の生徒に気を遣う雰囲気がある

いじめられている生徒に関する項目

- 遅刻・早退・欠席の日数が増えた
- 早退や一人で下校することが多くなった
- 特定の生徒に、必要以上に気を遣っている
- 腹痛などの体調不良を頻繁に訴える
- 本意でない係や委員に選出される
- 個人を特定した落書きをされる
- 持ち物を隠されたり壊されたりする
- 手や足に擦り傷などが目立つ
- 発言をすると、周囲の雰囲気が変わる
- 保健室や職員室の近くに好んでいることが多い
- 学習意欲が下がり、忘れ物が増えた
- 成績が著しく下がった
- 遊んでいる生徒が変わった
- 昼食にいたずらされている
- 衣服が汚れていたり破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている生徒に関する項目

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教師の機嫌をとっている
- 教師によって態度を変えることが多い
- 周囲の生徒に、必要以上に気を遣わせている
- 常に自分が悪者扱いされていると思っている
- 仲間に高圧的な態度をとっている
- 自己中心的で、ボス的な存在になりたがる
- 特定の生徒に強い仲間意識をもっている

【いじめ防止・解決のためのチェックシート】

いじめ対応に関する項目

- 「いじめは絶対に許さない」という意識を、日ごろから持つことができているか
- 「生徒を絶対に守る」という、毅然とした態度で解決にあたることができたか
- 「いじめられる方にも問題がある」のように、いじめの原因を被害生徒のせいにしていないか
- 事案に対して、報告や連絡の遅れはなかったか
- 事案に対して、一人で抱え込まずに組織的に対応することができたか
- 対応（初期対応・聞き取りの方法・保護者対応など）に問題はなかったか
- 先入観や固定観念に縛られることなく対応することができたか

日ごろの取り組みに関する項目

- 教育相談は機能していたか（学校生活アンケートの結果など）
- 日常生活のなかで、子どもとの信頼関係を築くことができていたか
- 子どもたちの変化に目を向けることができていたか
- 強い主張をする生徒の機嫌を伺い、指導が十分にできないことはなかったか
- 遅刻や欠席した生徒の家庭に連絡をとることはできていたか
- 子どもの言動を職員室で話題にする習慣があるか

■学校を調査主体とした場合

枚方市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置する

※組織の構成については、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

●いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、情報を適切に提供する

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

●調査結果を枚方市教育委員会に報告する（※市教委から、地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置をとる

■学校設置者を調査主体とした場合

●学校は、設置者の指示のもと、資料の提供などの調査に協力する。

4. 相談機関等

(1) 枚方市のおもな相談機関

名称	「子どもの笑顔を守るコール」 幼児・児童・生徒に関する電話相談窓口
所在地	枚方市車塚1丁目1番1号 輝きプラザきらら4階
電話番号	いじめ専用ホットライン(072-809-7867)
相談日時等	月曜日から金曜日 9時00分～17時00分(土日・祝日および年末年始を除く) 教育相談員が相談を受けます
電話番号	教育安心ホットライン(072-809-2975)
相談日時等	月曜日から金曜日 9時00分～17時30分(土日・祝日および年末年始を除く) 家庭児童相談員が相談を受けます(要予約:電話または来所)

名称	「家庭児童相談」 子育て・親子関係・友人関係のことなど、18歳未満の子どもに関する相談
所在地	枚方市岡東町19番1号 OFFICE A 6階
電話番号	072-841-1124
相談日時等	月曜日から金曜日 9時00分～17時30分(土日・祝日および年末年始を除く) 家庭児童相談員が相談を受けます(要予約:電話または来所)

(2) その他のおもな相談機関

機関名	大阪府枚方少年サポートセンター
所在地	枚方市大垣内2丁目15番1号
電話番号	072-843-2000
相談日時等	月曜日から金曜日 9時15分～17時45分(土日・祝日および年末年始を除く) 青少年の問題行動等に関する相談 教育相談員が相談を受けます

機関名	大阪府中央子ども家庭センター
所在地	寝屋川市八阪町28番5号
電話番号	072-828-0161
相談日時等	月曜日から金曜日 9時00分～17時45分 子どもや家庭についての相談・25歳までの青少年についての相談 児童福祉司・児童心理司が相談を受けます(電話または来所による相談)

機関名	大阪府教育センター『すこやか教育相談』
所在地	大阪市住吉区苅田4丁目13番23号
電話番号	06-6607-7361(子どもからの相談『すこやかホットライン』)
相談日時等	月曜日から金曜日 9時30分～17時30分 不登校・家庭における子育て・しつけ・進路等についての相談 児童精神科医・臨床心理士・教員経験者などが電話で相談を受けます ※メール・FAX相談は24時間受付(回答は後日) ※面接相談は、学校を通して事前の予約が必要